

## (通所介護・第1号通所事業) 西可児デイサービスセンター

## 1. 介護保険給付の対象となるサービス料金

## (1) 基本利用料金(記載は1割の負担額)

※介護報酬に本人負担割合を乗じた額が負担額となります。

## 1) 通所介護 (送迎の費用は基本部分に含みます)

	1回(1日)あたり	
	単位数	利用者負担額
要介護1	575単位	575円
要介護2	679単位	679円
要介護3	784単位	784円
要介護4	888単位	888円
要介護5	993単位	993円

## 2) 第1号通所事業 (送迎・入浴の費用は基本部分に含みます)

	1月あたり	
	単位数	利用者負担額
要支援1	1,655単位	1,655円
要支援2	3,393単位	3,393円

## (2) 加算または減算される料金(記載は1割の負担額)

※介護報酬に本人負担割合を乗じた額が負担額となります。

加算または減算項目	内容	利用者負担額
① 入浴加算	利用者の身体状況に応じた入浴の介助を実施した場合。	要介護1～5= 50円/日
② サービス提供体制強化加算 I (イ)	介護職員の総数のうち介護福祉士(国家資格)の占める割合が50%以上である場合。	要介護1～5= 18円/日 要支援1= 72円/月 要支援2= 144円/月
③ サービス提供体制強化加算 I (ロ)	介護職員の総数のうち介護福祉士(国家資格)の占める割合が40%以上である場合。	要介護1～5= 12円/日 要支援1= 48円/月 要支援2= 96円/月
④ サービス提供体制強化加算 II	職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合。	要介護1～5= 16円/日 要支援1= 24円/月 要支援2= 48円/月
⑤ 認知症加算	指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方式で2以上配置していること。前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が20%以上であること。指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供にあたる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上配置している場合。	要介護1～5= 60円/日
⑥ 中重度者ケア体制加算	指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方式で2以上配置していること。前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上であること。指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上配置している場合。	要介護1～5= 45円/日
⑦ 栄養改善加算	当該事業所の職員として、又は外部(他の事業所・医療機関等)との連携により管理栄養士を1名以上配置している場合。	要介護1～5及び 要支援1～2= 150円/回 ※月2回を限度とする

⑧ 栄養スクリーニング 加算	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行ない、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。	要介護1～5及び 要支援1～2= 5 円/回 ※6月に1回を限度とする
⑨ 若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、通所介護を行なった場合。	要介護1～5= 60 円/回
⑩ 口腔機能向上 加算	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。利用者の口腔機能を把握し、言語聴覚士、歯科衛生士等が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成。利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い口腔機能向上サービスを行ない、定期的に記録。口腔機能改善管理指導計画の進捗の定期的な評価。	要介護1～5= 150 円/回 ※3月以内の期間に限り 月2回まで
⑪生活機能向上 連携加算	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、通所介護事業所の職員とリハビリテーション専門職が連携して機能訓練のマネジメントを行なった場合。	要介護1～5及び 要支援1～2= 200 円/月 ※個別機能訓練加算(運動器機能向上加算)を算定している場合 100 円/月
⑫ADL 維持加算(Ⅰ)	自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善度合いが一定の水神を超えた場合。	要介護1～5= 3 円/月
ADL 維持加算(Ⅱ)		要介護1～5= 6 円/月
⑬ 個別機能 訓練加算(Ⅰ)	指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下、「機能訓練指導員等」といいます。)を1名以上配置していること。	要介護1～5= 46 円/日
⑭ 個別機能 訓練加算(Ⅱ)	専ら機能訓練指導員等を1名以上配置していること。	要介護1～5= 56 円/日
⑬⑭の共通事項	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者、 <u>利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人(以下「利用者の家族等」といいます。)</u> に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。	
⑮ 減算について (送迎)	サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は、同一建物から利用する場合。	基本利用料から、利用者負担金 94 円の減算
	利用者の居宅と通所介護事業所間で送迎を行わない場合。	基本利用料から、片道につき利用者負担金 47 円の減算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	(1) + (2)の該当するものの 5. 9%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅱ		(1) + (2)の該当するものの 4. 3%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅲ		(1) + (2)の該当するものの 2. 3%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅳ		介護職員処遇改善加算Ⅲの 90%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅴ		介護職員処遇改善加算Ⅲの 80%に相当する金額
介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅰ)		(1) + (2)の該当するものの 1. 2%に相当する金額
介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅱ)		(1) + (2)の該当するものの 1. 0%に相当する金額

※『介護保険給付の対象となるサービス料金』には、1割の負担額が記載されています。

※負担割合は、『介護保険負担割合証』もしくは『介護保険被保険者証』に記載のとおりです。

## 2. その他の料金

### (1) その他の料金

項目	内容	利用者負担額
食費	昼食	要介護1 =600 円/日
交通費	サービス実施地域以外の場合 ※当センターの通常のサービス実施地域は、 「3. 当事業所の通常のサービス実施地域」に記載。	・片道3キロ未満 1回につき 300 円 ・片道3キロ以上 1回につき 500 円
理美容代	理美容師の出張による、理髪・美容サービスを受けられた場合。	実費 (業者の定める金額)

※利用者が要介護認定・要支援認定(以下「要介護認定等」という。)を受けていない場合には、サービス利用料を一旦全額お支払い頂きます。要介護認定等の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(以下「償還払い」という)。又、居宅サービス計画・介護予防ケアプラン(以下「居宅サービス計画等」という。)が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いの場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※提供を受ける通所介護サービスが区分支給限度額を超えた場合、超過分の利用料全額をお支払い頂きます。

## 3. 当事業所の通常のサービス実施地域

(1) 当事業所の通常サービス実施地域は、可児市のうち兼山を除く地域とします。